

10月1日

国勢調査を  
実施します！

●国勢調査は、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。

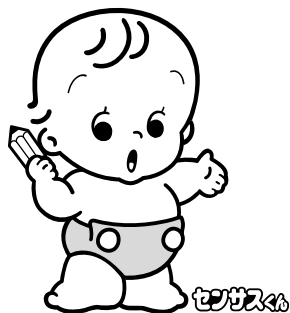
●平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となつて実施する最初の国勢調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。

●調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。

●9月下旬から、国勢調査員が世帯を訪問して調査票を配付します。

●国勢調査員は、調査員証を携帯しています。

国勢調査は  
みんなで描く  
日本の自画像  
(平成22年国勢調査標語)



問合せ

総務課企画政策担当

☎62-1231

## 給与所得者の個人住民税は「特別徴収」で納税を！

給与所得者の個人住民税（個人市町村民税＋個人県民税）は、法令により、事業者が給与から特別徴収（天引き）して、給与所得者に代わって市町村に納税することになっています。

### ■ 事業者の皆さん ■

- 所得税は源泉徴収されているけれど、個人住民税は特別徴収していないということはありませんか？
- 原則として、パート・アルバイトを含むすべての従業員から特別徴収を行う必要があります。
- 税額の計算は市町村が行いますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

### ■ 従業員の皆さん、特別徴収になると… ■

- 納税の手間が省けます。
- 普通徴収が原則年4回払いなのに対し、12回払いとなるので1回当たりの負担が軽くなります。

秩父県税事務所と管内の全市町村では、個人住民税の特別徴収の徹底に取り組んでいます。給与からの特別徴収を行っていない事業所の皆さんにはお早めに手続きをお願いします。



問合せ

税務課課税担当  
秩父県税事務所

☎62-1461

☎23-2110